

(仮称) 第3期つくばみらい市障がい者計画(案)の策定理由と考え方

○策定理由

本計画は、障害者基本法に定められた目的を達成するため、同法第11条に規定された「市町村障害者計画」に該当するもので、現在策定している同計画(第2期)が平成28年度に計画最終年度を迎えるため、新たに策定するものです。

○考え方

法律の趣旨に則り、近年の障がい者を取り巻く状況を踏まえ、市民の意見や現行計画の進捗状況を把握し、関係者の意見を聞きながら、新計画に位置付ける基本理念・基本方針・施策・事業を定めます。

障がいのある人もない人も分け隔てなく、ともに生きる社会づくりを引き続き進めていくため、これまでの取り組みを更に発展させるとともに、本市における課題の解決に向けて、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進します。

※障害者基本法(抜粋)

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について，第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について，第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。